

平成22年3月15日

紀の川市地域公共交通会議 御中

近畿運輸局自動車交通部旅客第一課

地域公共交通活性化・再生総合事業に関する二次評価について

平素より近畿運輸局の交通行政の推進に関しましてご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴協議会から提出のあった標記事業の評価につきまして、地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領(平成20年2月29日付け国総計第101号)5に基づき、二次評価を行ったので、評価結果を通知いたします。

今後とも、地域公共交通の活性化・再生の推進に関して、格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

計画事業に係る事後評価記載様式(初年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討を行ったか。

山間部が多いことから、公共交通の中心となっている地域巡回バスの路線再編、見直し運行を事業の中心として選び、地域巡回バス利用者へのアンケート調査、各地域への要望調査及び過去の利用実績などを基にし、路線再編、見直し運行を実施するに向けての環境整備、検討を行った。

【二次評価】

自己評価のとおり。

II以降の個別の評価結果も踏まえ、今後とも、協議会を適切に開催し、PDCAサイクルを十分機能させながら、主体的、自立的、持続的に合意に基づく事業を実施していくよう努められたい。

また、今回の自己評価結果等については、地域住民の関心を高めていく観点からも、十分周知を図るよう努めるとともに、次年度以降の自己評価の実施・取りまとめに当たっては、地域住民への説明という観点からも、事業内容や成果、取組の経過をはじめ、より分かりやすく、具体的な記述としていくよう努められたい。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

地域巡回バスの路線変更については、要望のあった地域に可能な限り新停留所を設置した。運行時刻については、JR和歌山線及び和歌山電鐵貴志川線と接続するよう改正した。

また、パークアンドライド推進のために、路線バスの時刻改正を行い、大阪方面からの市内への最終便の出発時刻を遅らせた。その周知のために時刻表を掲載しているチラシを作成する。(H22年2月作成予定)

【二次評価】

自己評価のとおり。

なお、情報提供に当たっては、事前に幅広く周知徹底を図るとともに、駅やバス停等における持続的な情報提供していくなど、わかりやすさ等も考慮しつつ、効果的な実施に努められたい。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。
その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

事業評価については、地域巡回バス運行委託業者から毎月報告される乗降車実績をもとに、新コース、新停留所の利用状況を分析すると共に、利用者からの意見や要望も参考に22年3月に開催する協議会において事業評価を行う。

【二次評価】

自己評価のとおり。

設定する目標と整合性のとれた、事業の継続・変更・撤退等を判断するための分かりやすい評価基準、評価方法等への見直しを検討し、地域住民への理解の醸成、周知徹底に努められたい。

評価基準、評価方法等は、解消された交通空白地帯の面積の視点だけでなく、「困っている人をどれだけ助けることが出来たのか」といった視点からも、事業の効果・影響を評価されたい。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するためには適切な事業であるかどうかを検証したか。

地域からの要望があり、地域巡回バスの乗り入れを行ったいくつかの箇所の停留所では、早朝の便に学生の利用者が多くある。また、JR和歌山線との接続により、市内工業団地への通勤に利用している利用者数も増加したことなどから、利用促進の目標を達成している事業であると考えられる。

【二次評価】

自己評価のとおり。

なお、評価基準、評価方法等が明確となっていない場合には、目標と整合性のとれた、分かりやすい評価基準、評価方法等の設定も検討されたい。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

地域巡回バスについては、乗降車実績の分析及び利用者、市民からの意見や苦情への対応によって、問題点を検証している。パークアンドライドの推進についても市営駐車場の利用率を分析し、検証している。

【二次評価】

自己評価のとおり。

なお、事業実施による直接的な結果のみならず、地域公共交通全体への効果、地域社会全体への効果等も考えられることから、今後、こうした点も踏まえて問題点の検証をしていくことについても検討されたい。

- ② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

地域巡回バス運行については、再編前に比べて利用者数及び運送収入が減少となっている路線もあるが、地域巡回バス以外の公共交通機関がない地域の住民や高齢者にとっては、地域巡回バスが重要な交通手段となっていることから、可能な限り運行を持続する必要がある。また、再編して間もないことから、新路線、時刻が市民に広く周知されるには少し時間が必要と考えられる。

【二次評価】

自己評価のとおり。

なお、市民への積極的な情報提供により、新路線及び時刻が浸透するよう努められたい。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

紀の川市が、法定協議会に平成22年度分負担金として予算計上する予定である。

【二次評価】

自己評価のとおり。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

利用促進に繋がるように、常に地域巡回バスへの利用者や地域住民の代表からの意見や要望を整理し、次回の路線再編に反映できるように努めている。パークアンドライドについては、地元バス会社と連携を強化している。

【二次評価】

自己評価のとおり。

今後の持続性という観点から、現状を地域住民に十分周知し、地域住民の理解を得ながら、連携・協働して取り組む環境の醸成に努められたい。

- ③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

地域巡回バスの運行継続には安定した利用者数及び収入が必要であるが、コスト削減も不可欠である。そのために、運行距離、時間の縮小のために山間部及び利用者数の少ない地域へはディマンド交通導入などにより対応していく必要があると考えられる。

【二次評価】

自己評価のとおり。

総合事業終了後、本格実施につなげていけるよう、引き続き、事業の評価や問題点の検証結果等を踏まえつつ、本格実施に向けた検討を行うようにされたい。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

紀の川市地域公共交通会議設置要綱第2条において審議事項は定められており、交通会議で審議する段階までに事務局等で審議事項については充分検討を重ねている。

【二次評価】
自己評価のとおり。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか
(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

紀の川市は平成17年11月に打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町の5つの町が合併し誕生した市であり、法定協議会にはそれら旧5町からそれぞれ1名ずつ区長の代表として構成員に含まれている。地域住民の代表とも言える区長が住民の意見を集約してくれていると考えられる。

【二次評価】
自己評価のとおり。

積極的に地域住民とのきめ細かい意見交換等を通じ、関心を高めていくとともに、事業の実施に活かしていくよう努められたい。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

今年度まで年1回の開催となっているが、事前に事務局、事業関係者で協議を充分に行なったうえで開催しているので特に協議会の開催日数については問題となっていないが、早急に協議会において検討しなければならない事案が発生した場合など必要に応じて開催する。

【二次評価】
自己評価のとおり。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

市ホームページ等で適切に開示されている。

【二次評価】
自己評価のとおり。
幅広い情報開示の方法についても検討されたい。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて
地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

翌年度の計画事業についての審議を協議会においてまだ審議していない状況であるが、2月開催予定の協議会の場で、今年度途中の事業実績や地域巡回バス利用者から寄せられた苦情や課題を元に審議し合意を図る。

【二次評価】
自己評価のとおり。
引き続き合意形成に努められたい。

翌年度実施する事業について、引き続き合意形成に努められたい。実質的な合意形成にあたっては、協議会はもとより、説明会、ヒアリング等の開催や、広報誌、ポスター、ホームページ等各種媒体の活用などにより、地域住民への理解の醸成、周知徹底に努められたい。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。